

令和 5 年 6 月 13 日現在

機関番号：34315

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2022

課題番号：19K13517

研究課題名（和文）国際刑事法における「人権基準」の法的性格と内容

研究課題名（英文）Legal Character and Contents of "Human Rights Standards" in International Criminal Law

研究代表者

越智 萌 (Ochi, Megumi)

立命館大学・国際関係学部・准教授

研究者番号：30837323

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000 円

研究成果の概要（和文）：本研究は、国際刑事司法機関において適用される「国際的に認められた人権基準（人権基準）」という規範の法的性格と内容について明らかにすることを目的とした。法的性格に関しては、法の一般原則との類似性が見られること、ただし、一定の「人権基準」に一致する国内法のみを比較法の対象とする点で、「文明国が認めた」要素を復権するものである可能性を指摘した。また、「人権基準」は既存の適用法の解釈および適用に限定されない、新規の承認の過程を生じさせるものである可能性を明らかにした。内容に関しては、過去には欧州の規範への偏りが見られたものの、近年の判例では普遍的規範への依拠が試みられていることが明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

「人権基準」概念は国際刑事司法機関の権限を大幅に拡大させる機能を持つ一方で、その内容如何によっては大幅に制限する機能、および、多様な国際刑事司法機関の適用法と結論に調和をもたらす機能を有するため、その法的性質と内容の解明が必要とされてきた。本研究で明らかとなった、法の一般原則との類似と差異は、「人権基準」が果たす、特定国の基準を国際刑事司法に持ち込む機能を示唆する。学術的には、国際法の法源の分類論と、人権基準の普遍性に関する理論に新たな視点を提供する点が指摘できる。社会的意義としては、国際刑事司法機関における法実務における人権基準の認定方法および認定素材に関する反省と発展の指針を提供した。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this research is to reveal the legal nature and content of the norms of "internationally recognized human rights standards (human rights standards)" applied at International Criminal Justice Institutions. In terms of the legal nature, similarities can be seen with general principles of law, but the possibility of restoring the element of 'civilized nations' since only domestic laws that conform to certain "human rights standards" are subject to comparative analysis. Moreover, "human rights standards" could give rise to a process of approving new norms that is not limited to the interpretation and application of existing applicable laws. Regarding the content, it highlighted that although there was a bias towards European norms in the past, recent judicial precedents have attempted to rely on universal norms.

研究分野：国際刑事司法

キーワード：人権基準 国際刑事司法 国際法 法源 法の一般原則 普遍性

1. 研究開始当初の背景

刑事手続において国際的に認められた人権基準を順守することの重要性は、広く共有されている。国際社会全体の関心事である犯罪に関する国際裁判であれば、なおさらである。ここで言う「国際的に認められた人権基準(以下、「人権基準」)」とは、従わねばならないとされる基準であり、一種の規範であると言える。しかし、その国際法上の位置づけや具体的内容は明確ではない。

「人権基準」は、世界的なプロジェクトである、中核犯罪(ジェノサイドや人道に対する犯罪など)の訴追においても従わなければならないものであるが、その法的性格や内容は明確ではない。世界中で生じる中核犯罪の訴追および裁判を行うために設置された国際機構である国際刑事裁判所(ICC)の規程 21 条 3 項では、「この条に規定する法の適用及び解釈は、国際的に認められる人権に適合したものでなければならぬ」と規定する。同項は、例えば、2006 年 12 月 14 日の手続中の人権侵害を理由に手続中止を求めることができるかが争われたルバンガ事件判決で、規程にはない手続中止の可能性を認められた際に依拠された。また、2018 年 9 月 6 日に出されたミャンマーのロヒンギャ事態に関する決定では、検察官に効率的な捜査開始を求めた際に依拠された。

しかし、「人権基準」の法的性格や内容については、十分な議論がなされてはいない。「人権基準」の法的性格は、国際法の既存の法源論で説明できるであろうか。国際法の法源には、主に条約、慣習国際法、および法の一般原則があるとされてきた(国際司法裁判所規程 38 条 1 項)。しかし、「人権基準」がこれらのうちいずれに該当するのか、それともいずれにも該当しない、国際刑事法に特有の法源かについては、明らかにされてはいない。「人権基準」の内容も、いまだ十分には明らかにされていない。あり得る理解として、例えば、中核犯罪に対する刑事手続であることや、国際裁判における手続であるといった特殊性を反映した、他の国際刑事司法機関における適用法における保護水準である。その他にも、自由権規約や、拷問等禁止条約、欧州人権条約といった、刑事手続における被疑者・被告人の人権について定める条約に共通する保護水準である。また、通常その事件に管轄権を及ぼす国の国内司法制度における保護水準である。「人権基準」がこれらのいずれを意味するのかは、いまだ不明瞭であると言える。

「人権基準」の法的性格や内容は早急に明らかにされねばならない。「人権基準」概念は、国際刑事司法機関の権限を大幅に拡大させる機能を持つ一方で、その内容如何によっては大幅に制限する機能をも有する。被害者の人権を考慮すれば、被疑者・被告人の人権を制限する方向に解釈・適用がなされ得るし(「人権基準の矛の機能」)、被疑者・被告人の人権の手厚い保護を重視すれば、被害者の人権を十分に尊重できなくなる(「人権基準の盾の機能」)。「人権基準」の内容の同定は、中核犯罪の被害者と、被疑者・被告人の人権の双方の均衡を図るために重要であると言える。

また、「人権基準」は、ICC だけでなく、その他の国際刑事司法機関においても依拠されている。近年、犯罪実行地国等に混合法廷や特別法廷を設置して、中核犯罪訴追および裁判を行う実行が増加している。これらの機関の裁判所規程では、「人権基準」のような規範に指導を求めることを明示する規定が置かれている。例えば、ポル・ポト政権期の虐殺等の事件を扱うカンボジア特別法廷(ECCC)の規程 33 条では、「国際レベルで確立された手続規則に、指導が求められる」とことや、「司法、公正および法の適正手続の国際基準に従う」ことを明記している。「人権基準」の法的性格や内容を明らかにすることは、ICC 以外の国際刑事司法機関における適用法を明らかにすることに加え、これらの多様な国際刑事司法機関間の調和をもたらし「人権基準」の機能をも明らかにすることにつながると考えられる。

2. 研究の目的

本研究では、「人権基準」の法的性格と内容を、近年の国際刑事判例の分析から明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

同研究は、以下の論点についての段階的な分析を通じて行った。

(1) 「人権基準」の法的性格を明らかにする

理論的仮説の提示

- 1 既存の研究を分析
- 2 理論的仮説を提示(新たな法源論)

- 実証分析
 - 1 ICC 判例を分析（ルバンガ事件、ミャンマーに関する決定その他）
 - 2 他の国際刑事司法機関の判例を分析（カンボジア特別法廷その他）
- 実証分析により得られた結果による理論的仮説の検証 新たな理論の提示
- (2) 「人権基準」の内容を明らかにする
 - 条文解釈
 - 1 既存の解釈の妥当性を分析
 - 2 妥当と思われる条文解釈を提示（起草過程の議論など）
 - 実証分析
 - 1 ICC 判例を分析（ルバンガ事件、ミャンマーに関する決定その他）
 - 2 他の国際刑事司法機関の判例を分析（カンボジア特別法廷その他）
- 実証分析により得られた結果と妥当な条文解釈との一致の検証 内容の同定
- (3) 「人権基準」の法的性格と内容が国際刑事司法に与える影響を明らかにする

4. 研究成果

(1) 「人権基準」の法的性格を明らかにする

第一に、「人権基準」の法的性格に関する理論的仮説を提示した。既存の研究では、「人権基準」の法的性質について、慣習国際法であるとするものと、違反の場合には救済を求められる規則であるという意味で規程上の規則、すなわち条約上の規則であるとする立場、そして国際法の既存の法源論の枠には入らない自律的なものとする立場が見られた。近年では、ICC 規程 21 条 3 項を新たな自律的な法源とする見解が多数説となっているように見受けられる。例えば福王(2004)は、同項は「規程の適用上最も強い効力」を有し、「実質的な基本原理として、あらゆる法規の適用可否を決定する上位基準または一種の根本規範となりうる」と指摘する。また、Bitti(2009)は、21 条 3 項は単に規程「解釈」にとどまらず、「適用」をも規律する「実質的な法の源」であって、一定の結論が規程等の適用の目的としては表れていなくとも、一定の結論が導かれるとする。新井(2020)もまた、21 条 3 項は「人権規範の直接の作用を認めている」と結論する。

他方、本研究では、「人権基準」の判例における実際の機能からは、国際法の法源である「法の一般原則」の機能との類似性をあげた。これは、「法の一般原則」に関し、各国の国内法や国際規範の比較分析の後に法を適用しようとする対象が重視する価値や事情（＝前提）を考慮して修正や選択を行って内容特定がされていることを明らかにした M. Ochi, “The New Recipe for a General Principle of Law: Premise Theory to ‘Fill in the Gaps’,” *Asian Journal of International Law, first view* (2022), pp. 13-14 での議論を前提に、「法の一般原則」と「人権基準」の規範的性格の類似性を取り上げ、仮説とした。

この理論的仮説を実証するために、実証研究を通じて ICC 判決における「人権基準」に関する諸問題のうち、近年の判例において「人権基準」が果たしている機能を明らかにした上で、「人権基準」の法的性質について考察することを試みた。判例分析の結果、規程採択当初に想定された「剪定」機能は否定され、実際には補充機能、解釈機能、確認機能の 3 様の機能が見られることが明らかとなった。法的性質に関しては、法の一般原則との類似性が見られることを指摘した。また、「人権基準」の補充機能との関係では、「人権基準」は既存の適用法の解釈および適用に限定されない、新規規範の承認の過程を生じさせるものである可能性に触れた。この点についてはさらなる研究が求められる（以上の研究は、越智萌『国際刑事裁判所判例における『国際的に認められた人権基準』の機能と法的性質』『立命館国際研究』35(4) (2023 年) 101-116 にて発表）。

(2) 「人権基準」の内容を明らかにする

「人権基準」が用いられる多様な論点について個別の研究を積み重ねた（越智萌『国際刑事司法における欠席裁判禁止原則：中核犯罪訴追の前提が刑事手続の一般原則に与える影響に関する一考察として』『立命館国際研究』34(1) (2021 年) 27-48 頁、越智萌『国際刑事司法における並行捜査および並行訴追の規律原則：中核犯罪訴追の前提が刑事手続の一般原則に与える影響に関する一考察として』『立命館国際研究』34(2) (2021 年) 61-80 頁、越智萌『国際刑事司法における口頭原則と違法収集証拠排除：中核犯罪訴追の前提が刑事手続の一般原則に与える影響に関する一考察として』『立命館国際研究』34(3) (2022 年) 17-38 頁。これら等をまとめたものとして、越智萌『国際刑事手続法の原理 国際協働における前提の特定』（信山社、2022 年）。そのほか、Megumi Ochi, “General Principles of Law for Internal and Inter-jurisdictional Issues: The Two Faces of *Ne Bis In Idem*,” *Ritsumeikan Annual*

Review of International Studies 20 (2021), pp. 57-76, Megumi Ochi, "Is there an obligation not to cooperate with abolitionist States?: Noting the gaps in and potential of the Japan-EU Agreement on Mutual Legal Assistance in Criminal Matters," in Shin Matsuzawa, Anne Weyembergh and Irene Wieczorek, eds. *Europe and Japan Cooperation in the Fight Against Cross-Border Crime: Challenges and Perspectives* (Routledge, 2023); Megumi Ochi, "Taking Illegal Amnesties Seriously: Threefold Approach to the Admissibility Test before the International Criminal Court," *International Criminal Law Review* (2023), pp. 1-23.

その上で、「人権基準」の内容に関しては、以下のような定量的研究を行った。すなわち、ICC判例において「人権基準」の内容特定を行った部分において引用されている国際文書を集計し、いずれの国際文書がどの程度参照されているのかを明らかにした。研究の結果、ICCの活動の初期(2006年まで)は欧州の人権条約や特定国の国内判例などが主に依拠されていたのに対して、2006年以降はより普遍的人権文書への依拠が増加し、全体として均衡が取られるようになってきていることが明らかとなった。また、特に被疑者・被告人の人権に関する規範に関しては欧州の人権規範や判例、被害者の人権に関する規範に関しては米州の規範文書等が参照される頻度が高かった(以上の研究は、研究報告、Megumi Ochi, "The Revival of General Principles of Law Recognized by 'Civilized Nations': Internationally Recognized Human Rights before the International Criminal Court", International Seminar: Victim-centered International Law 2023年1月7日にて発表)。

(3) 「人権基準」の法的性格と内容が国際刑事司法に与える影響を明らかにする

最後に、「人権基準」の法的性格と内容が国際刑事司法に与える影響に関しては、現状の実践が一定の「人権基準」に一致する国内法のみを比較法の対象とする点で、「文明国が認めた」要素を復権するものである可能性を指摘した。さらに、アフリカの人権文書の参照が少ないことや、アラブ憲章やアジアにおける関連規範の参照が一切ないことが明らかとなった。この研究から、「人権基準」の内容の点でも、「文明国」といった一定の水準の規範のみが採用されるという問題点があることが明らかとなったといえる。(以上については、上記、越智萌「国際刑事裁判所判例における『国際的に認められた人権基準』の機能と法的性質」『立命館国際研究』35(4)(2023年)101-116、および研究報告、Megumi Ochi, "The Revival of General Principles of Law Recognized by 'Civilized Nations': Internationally Recognized Human Rights before the International Criminal Court", International Seminar: Victim-centered International Law 2023年1月7日にて発表)。

(4) 今後の課題

本研究を通じて明らかになった課題として以下をあげた。第一に、「人権基準」の補充機能との関係では、「人権基準」は既存の適用法の解釈および適用に限定されない、新規の承認の過程を生じさせるものである点についてはさらなる研究が求められる。

第二に、本稿で明らかにした「人権基準」の機能に対する規範的評価である。21条3項は既存の条項を無効にするのではなく「人権基準」を用いて新たな規範を追加および接続することによって、裁判官が望む方法で人権に焦点を当てることにより、規程を進化させる機能を果たすといえる。これは、国際刑事法における「矛盾論(または「共闘論」)に大きな示唆を与える。例えば、「人権基準」を犯罪定義へ接木する場合には、被害者の権利による規程の拡大が行われ得るため、被疑者の権利としての罪刑法定主義等との抵触が問題となり得る。他方で、手続中止といった被告人の手続上の保護への接木が行われれば、真実への権利といった被害者の権利の制限につながる。犠牲者を保護し、違反者を罰する力を持つ巨大な木に育ち得るICC規程は、「人権基準」を接木された広範な枝葉を持つ、刑事法と人権法のハイブリッドな制度に成長をとげているが、規程の成長を制限する何らかの枠組み(鉢植え)があるのか、あるべきとしたらどのような制御が可能か、といった点については、今後の研究にゆだねたい。

第三に、「人権基準」との類似性が認められる「文明国が認めた法の一般原則」との関係について、「文明国」という言葉が第一次世界大戦直後の国際社会がこの概念を成文化した常設国際司法裁判所規程を制定したときに挿入された一方、植民地支配下にあった国も含めて多くの国が独立を果たしたのちに「文明国」という言葉は時代遅れになったと言われている。これによって法の一般原則は国際法の(真に)普遍的な規範となったとされるが、他方で、「人権基準」は、最もリベラルな基準を含めようとするため、文明的ではないと見られる基準を排除する規範であるように思われる。国際的に認められた人権が「高い」基準の一般原則を捉えるために発明された場合、それは新たな偽装帝国主義として機能する可能性がある。本研究からの一つの示唆あるいは示唆は、新たな帝国主義であるという批判を避けるためには、判例における広範な比較分

析が必要であるといえる。特に、非ヨーロッパ圏の ICC への参加を求める場合（越智萌「『国際刑事裁判所（ICC）への協力』の意味拡大：アジア太平洋地域を例に」『立命館国際研究』35(3)（2023年）21-43頁参照）こうした判例における普遍性の確保も重要となる。このような、「人権基準」概念自体が内在する不平等や地域的偏向の問題に関しては、今後の課題としたい。

<参考文献>

福王守「国際刑事裁判所規程と国内公法概念の類推：ICC規程第21条第1項cの適用問題を契機として」『敬和学園大学研究紀要』13号（2004年）67-86頁。

G. Bitti, “Article 21 of the Statute of the International Criminal Court and the Treatment of Sources of Law in the Jurisprudence of the ICC,” in C. Stahn and G. Sluiter (eds.), *The Emerging Practice of The International Criminal Court* (Martinus Nijhoff Publisher, 2009), p. 303.

新井京「国際刑事裁判所における規程の『発展的解釈』」『国際法外交雑誌』119巻1号（2020年）38-39頁。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 6件）

1. 著者名 越智萌	4. 巻 35 (4)
2. 論文標題 国際刑事裁判所判例における「国際的に認められた人権基準」の機能と法的性質	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 立命館国際研究	6. 最初と最後の頁 101-116
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.34382/00018279	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Megumi Ochi	4. 巻 -
2. 論文標題 Taking Illegal Amnesties Seriously: Threefold Approach to the Admissibility Test before the International Criminal Court	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 International Criminal Law Review	6. 最初と最後の頁 1-23
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1163/15718123-bja10150	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Megumi Ochi	4. 巻 -
2. 論文標題 The New Recipe for a General Principle of Law: Premise Theory to “Fill in the Gaps”	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Asian Journal of International Law	6. 最初と最後の頁 1-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1017/S2044251322000455	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 越智萌	4. 巻 34 (1)
2. 論文標題 国際刑事司法における欠席裁判禁止原則：中核犯罪訴追のプレミスが刑事手続の一般原則に与える影響に関する一考察として	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 立命館国際研究	6. 最初と最後の頁 27-48
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.34382/00014862	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Megumi Ochi	4. 巻 20
2. 論文標題 General Principles of Law for Internal and Inter-jurisdictional Issues: The Two Faces of Ne Bis In Idem	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Ritsumeikan annual review of international studies	6. 最初と最後の頁 57-76
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.34382/00015854	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 越智萌	4. 巻 34 (2)
2. 論文標題 国際刑事司法における並行捜査および並行訴追の規律原則 : 中核犯罪訴追のプレミスが刑事手続の一般原則に与える影響に関する一考察として	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 立命館国際研究	6. 最初と最後の頁 61-80
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.34382/00015270	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 越智萌	4. 巻 9
2. 論文標題 国際刑事裁判所検察官の訴追裁量に対する裁判部による統制の範囲 アフガニスタン事態に対する捜査許可に関する上訴審決定 (2020年3月5日)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際法研究	6. 最初と最後の頁 190 - 199
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計15件 (うち招待講演 5件 / うち国際学会 8件)

1. 発表者名 Megumi Ochi
2. 発表標題 The Revival of General Principles of Law Recognized by 'Civilized Nations': Internationally Recognized Human Rights before the International Criminal Court
3. 学会等名 Victim-centered International Law (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 越智萌
2. 発表標題 国際刑事手続法の原理 国際協働におけるプレミスの特定
3. 学会等名 国際法研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 越智萌
2. 発表標題 国際刑事手続法の独立性 管轄権規則解釈における「人権基準」の影響の検討から
3. 学会等名 日本刑法学会（インタレストグループ）（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 越智萌
2. 発表標題 刑事に関する国際法の発展における人権 矛盾論再考
3. 学会等名 国際法研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Megumi Ochi
2. 発表標題 The Changing Function of the “ Internationally Recognized Human Rights ” at the International Criminal Court
3. 学会等名 Research seminar: AT THE JUNCTURE OF INTERNATIONAL HUMANITARIAN LAW AND INTERNATIONAL CRIMINAL LAW (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 越智萌
2. 発表標題 判例研究「パレスチナ事態管轄権決定」
3. 学会等名 国際刑事判例研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 越智萌
2. 発表標題 判例紹介（アフガニスタンの事態に関する捜査開始に関する上訴審決定）
3. 学会等名 国際人道法刑事法研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 越智萌
2. 発表標題 判例研究「バグボ釈放条件に関する決定」
3. 学会等名 国際刑事判例研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Megumi Ochi
2. 発表標題 The Legal Theories on Core Crimes: Redefining the Most Serious Crimes of Concern to the International Community as a Whole
3. 学会等名 the 176th Hakubi Seminar（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年～2020年

1. 発表者名 Megumi Ochi
2. 発表標題 The Core of Core Crimes: The Theory of Organizationality
3. 学会等名 2019 Kyoto-SNU Joint Student Seminar in International Law (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年～2020年

1. 発表者名 Megumi Ochi
2. 発表標題 Large Scale Destruction of Environment as Core International Crime
3. 学会等名 XX International Congress of Penal Law 2019 - Criminal Justice and Corporate Business (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年～2020年

1. 発表者名 Megumi Ochi
2. 発表標題 Supplementing the Pitfalls of Japan-EU MLA Agreement on Death Penalty
3. 学会等名 Core 2 Core Program Workshop: Current Problems of EU-Japan Cooperation in Criminal Matters (国際学会)
4. 発表年 2019年～2020年

1. 発表者名 Megumi Ochi
2. 発表標題 A Pragmatic Approach to the General Principles of International Criminal Law?: The Role of Asian Laws
3. 学会等名 Asian Society of International Law, 7th Biennial Conference Manila, Philippines (国際学会)
4. 発表年 2019年～2020年

1. 発表者名 越智萌
2. 発表標題 国際刑事司法機関の多様化と手続法の一般化
3. 学会等名 日本国際連合学会第21回（2019年度）研究大会（国際学会）
4. 発表年 2019年～2020年

1. 発表者名 越智萌
2. 発表標題 国際刑事裁判所における侵略犯罪に対する管轄権のアクティベートに関する法的問題 条約法の視点から
3. 学会等名 侵略犯罪とICC研究会（招待講演）
4. 発表年 2019年～2020年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 越智萌	4. 発行年 2020年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 512
3. 書名 国際刑事手続法の体系 「プレミス理論」と一事不再理原則	

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>刑事法から世界を見る：研究プロジェクト https://ochmgm.wixsite.com/megumiochi/works</p>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 International Seminer: Victim-centered International Law	開催年 2022年～2022年
--	--------------------

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------